

別紙【留意事項】

1：支給対象

令和7年4月1日から令和8年3月末までの間に、「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」の別表1^{※1}～3^{※2}に掲げる事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関等であること（入札不調等により、期間内に契約ができない場合、支給対象外となりますが、現時点で期間内に、契約する予定があれば、本調査への回答をお願いします）。

※国庫補助事業等に係る交付決定を受けている必要はございません。

※国からは、給付金の用途は限定しない方針と聞いています。今後、要件等が加えられる可能性はありますが、用途に関わらず、要件に合致する場合は、本調査への回答をお願いします。

※1：別表1【地域医療介護総合確保基金】の**対象事業**は以下の2事業のみです。

○千葉県地域中核医療機関整備促進事業（自治体病院等の施設整備の支援）

○千葉県がん診療施設整備事業

（がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院の施設整備の支援）

※2：別表3【医療施設等施設整備費補助金】のうち、「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施される、以下の事業は本県では**対象外**です。

○1 へき地診療所施設整備事業

○2 過疎地域等特定診療所施設整備事業

○3 へき地保健指導所施設整備事業

○6 へき地医療拠点病院施設整備事業

○8 離島等患者宿泊施設施設整備事業

2：留意事項

- ・令和7年4月1日から令和8年3月末までの間に補助対象となる工事契約等を締結したものが対象となるため、この期間外に契約した施設整備は対象外です（デザインビルドなど、設計・施行を一括で契約している場合、着工が期間内であっても、契約が期間外の場合は対象外です）。
- ・上記の期間内に契約を締結していれば、工事に着手している必要はありません。
- ・上記の期間内に契約を締結していれば、既に工事が完了していても対象になります。